

## 陽明文庫所蔵『臨時祭之事』および紙背『貞観政要』について

小塩陽介

はじめに

公益財団法人陽明文庫所蔵の一般文書目録掲載史料のなかで虫損の激しい一卷について、東京大学史料編纂所史料保存技術室の高島晶彦氏・山口悟史氏の協力を得て修補・調査したところ、嘉慶二年（一三八八）の春日社若宮臨時祭の詳細な記録として貴重なものであることが判明したので、紙背の『貞観政要』と併せて内容を紹介したい。尾上が「はじめに」と表面の『臨時祭之事』について、小塩が紙背の『貞観政要』について、それぞれ分担執筆した。

本文二十五紙からなる卷子本で、修補前には縦二九・四糎、直径一・八糎の軸に巻かれていた。旧表紙は薄茶色で細かい斜線文様のある縦八・五糎×横二糎程度の部分的な破片が残るのみであり、題名を逸している。陽明文庫の「一般文書目録」ではこの史料を『臨時祭之事』（五二八九九）と記載しており、本稿でもこれに従うこととする。

料紙の法量は縦二八・九糎で、横幅は各紙ほぼ四二糎前後であるが、第二紙のみ二九・四糎と短い。紙背には天地各一本と行界の罫線が引かれており、第一紙は第二紙以降と比べて天地の罫間は小さく、一行の幅は大きい。<sup>3</sup>第二紙は二種類の料紙の繋ぎ目となっており、『貞観政要』

誤写部分の切除等の結果、横幅が短くなったものであろう。

## 一、『臨時祭之事』

嘉慶二年六月一日に行われた春日社若宮臨時祭の記録。第一紙端下方に「已上別記」という小字があり、元来は別の関連する記録が現状冒頭部の前に存在していた可能性がある。<sup>4</sup>

編者は不詳で、奥書によれば、享徳三年（一四五四）十月に当時三十九歳の忍春房増専が興福寺西発志院に於いて書写した本を、同年十二月六日に次郎丸が奥転経院に於いて書写したものである。増専はこの後、文明九年（一四七七）に権律師として見え、<sup>5</sup>同十四年冬に権少僧都に昇進し、<sup>6</sup>同十九年四月二十日に没している。<sup>7</sup>次郎丸はその呼称からみて、興福寺の童子であったと考えられる。<sup>8</sup>

記事の概要を示すと、まずはじめに、山城国大住（隅）荘（興福寺領）と薪莊（石清水八幡宮領）の堺相論により弘安四年（一二八一）十月に春日神木が入洛したが、一応の決着をみて翌年十二月に帰坐したことをうけ、神への報賽として弘安六年五月二十五日に春日若宮臨時祭が举行されたことを述べる。その後、嘉慶元年冬より弘安の旧儀に任せて若宮臨時祭を再興することとなり、翌二年二月十三日の児舞始（<sup>2</sup>、以

下当該記事のある紙数を示す) から具体的な記録が始まる。次いで四月二十三日に児会合始があり(4)、以下、陵王荒序伝授や青海波習礼(5)などを経て、五月十八日に舞習礼(6)、翌十九日に試楽(8)と続き、六月一日の春日社若宮臨時祭当日(10)を迎える。この日の記事は極めて詳細で、特に渡物の行列について人名や装束などが細かく見える。記事の終わりには料足の調達(23)や、細川頼之の夢想と住吉明神の春日詣など(24)、逸話も書き留められている。楽人や田楽、猿楽に関する記事も数多く、中世芸能史を考える上で興味深い。

旧儀として参照した弘安六年春日社若宮臨時祭の記録と比較すると、祭礼当日に至るまでの習礼や、当日の参加者の装束について特に詳しい。これまで嘉慶二年の春日社若宮臨時祭については僅かな史料しか知られておらず、この陽明文庫所蔵『臨時祭之事』は極めて貴重な新史料である。

翻刻に際し、末柄豊氏から貴重な御教示を頂いたことを明記し、心より感謝申し上げる。

## 二、『貞観政要』

紙背として残されているのは『貞観政要』の巻六部分である。分量および罫線については「はじめに」および注を参照されたい。一紙当たりの行数は十七行(ただし第一紙は十五行、第二紙は十二行、第二十五紙は十六行)、行当たりの字数は十六字を基本とするが、十四〜十八字の行も一部存在する。一部に朱の句点・ヲコト点と墨の傍訓がある。二十六紙目以降が切断されているため奥書等が存在したかは不明だが、表面の跋語から、成立の下限は享徳三年(一四五四)に求められる。以下、陽明文庫本と仮称して記述を進める。

現在日本に伝わる『貞観政要』には旧鈔本と版本の二つの系統が存在

し、陽明文庫本は章段構成からして旧鈔本系に属する<sup>13</sup>。諸本の系譜については原田種成氏による詳細な研究があり、旧鈔本には南家本系、菅家本系、江家本系、写字台本系という主に四つの系統が存在し、その他系統が明らかでない本も複数存在するという。

陽明文庫本で注目されるのは、その古さである。巻六部分が存在する室町時代以前の旧鈔本としては、建治本(宮内庁書陵部所蔵・個人蔵)(南家本系)、斯道文庫所蔵本(092・ト56・セ)・内藤本(関西大学図書館所蔵)(以上、菅家本系)、写字台本(龍谷大学図書館所蔵)・藤波本(京都大学附属図書館所蔵)(以上、写字台本系)、羅振玉本が挙げられる。このうち最も古いものは建治本で、建治三年(一二七七)写。それ以外の諸本の正確な書写時期は不明であるが、斯道文庫所蔵本(092・ト56・セ)が鎌倉時代写、写字台本が室町中期写、内藤本と藤波本が室町末期写とされる。羅振玉本は鎌倉時代写と目されるが、現在は所在不明である<sup>15</sup>。一方の陽明文庫本は享徳三年以前に成立したことが確実であり、その体裁も卷子装、墨界等、鎌倉時代の写本と共通する古体を残すものである。以上より陽明文庫本は、現存する『貞観政要』巻六としてはおそらく建治本、斯道文庫所蔵本(092・ト56・セ)に次いで古いと見られる。

次に、陽明文庫本がいずれの系統に属するものかどうかを考えたい。まず体裁に注目すると、陽明文庫本は毎行十六字を基本としている。数多い旧鈔本の中で毎行十六字であるのは、写字台本と「十六乃至十七字」とされる天理本<sup>16</sup>のみである。本文については、藤波本以外の諸本の実見が叶わなかったため、南家本系の諸本は原田種成『貞観政要定本』(東洋文化研究所紀要第三輯、無窮會東洋文化研究所、一九六二年)記載の校異、菅家本系は内藤本、写字台本系は写字台本・藤波本、羅振玉本は東方学会から出版された翻刻により文字の異同を調査した。結果と

しては、陽明文庫本と文字が一致する本は存在せず、いずれの本とも少なからぬ相違が認められた。その中で比較的一致率が高いのは写字台本であるが、逆に写字台本にとつての陽明文庫本は、他系統の本と比べて一致率が高いとはいえない。現段階では、陽明文庫本を写字台本系の写本と即断することは躊躇される。体裁と本文とを勘案すれば、陽明文庫本は、現在知られる系統の中では写字台本系に比較的近いが、その系譜はなお不明とするのが穏当であろう<sup>18)</sup>。

内容に関しては、誤字脱字も散見し、厳密な校訂を経たテキストとは言い難い。また論奢縦第廿五では行当たりの字数の乱れと数文字に及ぶ衍字が特に多いが、この点は書写状況を考えるうえで興味深い。

最後に句点・ヲコト点・傍訓についても触れておく。朱による句点・ヲコト点(紀伝点)が論儉約第十八の第一章まで、墨による傍訓が同第三章まで付されている。訓点が途絶している理由は不明だが、誤字脱字の問題と併せて考えると、陽明文庫本が、博士家の証本のような學術継承の側面が強い本とは性格を異にするものであることは確かであろう。

このような陽明文庫本の性格はしかし、日本における『貞観政要』受容の実態を考えるうえで示唆的である。『貞観政要』<sup>19)</sup>は特に鎌倉時代以降、貴族・武士・僧侶と広い階層に受容された。その中では、必ずしも厳密な校訂を経たテキストのみが流通したわけではなからう。陽明文庫本『貞観政要』も、受容層の拡大に伴い生まれた本のひとつであったのではないかと推測されるが、この点に関しては今後諸本との更なる比較検討が必要である。

#### 注

(1) 包紙に史料番号を記すラベルが貼付され、別に赤鉛筆で「五二八九九(旧二六〇六)」とも記されている。

(2) 末尾の第二十五紙は三九・六糶と少し小さいが、紙背『貞観政要』の巻頭に半行分弱の余白がある。『臨時祭之事』を写す料紙として再利用するに当たり、『貞観政要』の表紙を切断したものと思われる。

(3) 第一紙目は料紙上から二・八(単位糶、以下同)と下から二・二に罫が引かれ、天地の罫間は二三・八、行間は二・九であるのに対し、第二紙はそれぞれ二・六、一・五、二四・八、二・六である。

(4) 紙背の『貞観政要』巻六は末尾の部分を欠くが、それが現状の第一紙(すなわち『貞観政要』の最後の二紙)と同じく一紙十五行に一行十六字で書写されていたとすると三紙分になり、本来は表紙を除き全二十八紙の巻物であったと考えられる。『臨時祭之事』は『貞観政要』を翻して四紙目から書写されていることになり、この前に三紙分の別の記録が存在した可能性は十分想定しうる。

(5) 『大乘院寺社雑事記』文明九年五月二日条。

(6) 『大乘院寺社雑事記』文明十四年十二月三十日条。

(7) 『大乘院寺社雑事記』文明十九年四月二十日条。

(8) たとえば『大乘院寺社雑事記』には複数の次郎丸が見える。文明十三年(一四八二)六月二十三日条に七十三歳で没したとある大乘院門跡御童子入道丸の子に次郎丸があり、享徳三年には二十代で該当する可能性がある。この人物は父と同じく中市郷の住人で大乘院門跡に仕える御童子であった(文明十一年正月一日条・同十二年正月六日条・同十五年十二月三日条など)。

(9) この両荘の紛争は嘉禎元年(一二三五)に勃発している。永島福太郎『春日社家日記』(高桐書院、一九四七年)、黒田俊雄「鎌倉時代の国家機構―薪・大住両荘の争乱を中心に―」(黒田俊雄著作集一 権門体制論)所収、法蔵館、一九九四年。初出一九六七年)など参照。

(10) 『統南行雑録』所収「祐春記抄」「祐世記抄」(『統々群書類従』三所収)、藤原重雄「春日大社所蔵『弘安五年御進発日記』」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二七・二八、二〇一七・一八年)。この時の相論については海津一朗「鎌倉後期の国家権力と悪党―弘安の大隈・薪荘境界相論をめぐる―」(『悪党研究研究会編『悪党の中世』所収、岩田書院、

一九九八年）参照。

- (11) 『弘安六年春日臨時祭礼記』『弘安六年臨時祭記写』などの題名で、芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成二 田楽・猿楽』（三一書房、一九七四年）や神道大系編纂会編『神道大系 神社編十三 春日』（神道大系編纂会、一九八五年）に翻刻されている（共に永島福太郎校訂）。

この史料の本文は二系統あり、一つは国立公文書館所蔵内閣文庫本『臨時祭日記』（一冊、興福寺大乘院旧蔵、請求番号古二四/四一六）である。奥書に「建武五年七月十日馳筆了、以良禪房五師英憲之本写之、（略）依神託事、来八月可有臨時祭之由、学侶致其沙汰之間、書之畢、權律師顯通」とあり、神託によつて建武五年（一三三八）八月に臨時祭の開催を目指すなかで、顯通（後に興福寺別当）が同じく興福寺僧であつた英憲の本を写したものである。紙背に延文三年（一三五八）五年の文書が見えることから、顯通書写本を二十数年後に転写したものと考えられる。もう一つは冒頭部分（おそらく三紙分）を欠くもので、京都大学附属図書館所蔵の『春日臨時祭記』（表紙外題「臨時祭記」、一冊、請求記号一〇四/カ/一貴別。京都大学図書館機構の「京都大学貴重資料デジタルアーカイブ」から史料画像が公開されている）である。奥書に「嘉慶元年十一月〔□〕卯晦日（内は割書）とあり、翌年に臨時祭の再興が決まったなかで書写されたものであろう。『統群書類従』二上所収の『嘉慶元年春日臨時祭記』はこの系統の転写本で、奥書の年次が誤つて表題となつてしまつている。

- (12) 『細々要記抜書』（大日本仏教全書『興福寺叢書』二所収）嘉慶二年五月条に「春日若宮臨時祭礼事、自去春雖有沙汰延引シテ、六月一日被遂行、衆徒・学侶手ヲ分テ沙汰」などとあるのが最も詳しい。このほか『体源抄』十三「代々公私荒序所作事」に童舞荒序所作人が見える。

- (13) 原田種成「各本の異同とその批定」（『貞観政要の研究』吉川弘文館、一九六五年）

- (14) 原田種成「傳來の諸本」（『貞観政要の研究』所収）

- (15) 前掲注（14）論文、原田種成「貞観政要の研究補遺」（『国士館大学人文学会紀要』二、一九七〇年）、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編

『慶應義塾大学附属研究所斯道文庫貴重書蒐選…図録解題』（慶應義塾大学附属研究所斯道文庫、一九九七年）参照。羅振玉本は『貞観政要』（東方學會、一九二四年）に翻刻があり、『藝文』第六年第十一號（一九二二年）に卷六・論奢縦第廿五冒頭の写真が掲載されている。同誌同号の富岡謙藏「眞本貞観政要考」では、羅振玉本について「卷子本、凡五百年内外の古寫にして、ヲコト點傍訓あり、界長七寸三分、巾九分、行十四字、卷五卷六の二卷を存す。識語等なし。」（二四頁）とする。羅氏自身は「六百年前物」としている（『東方學會刊』『貞観政要』跋語）。

- (16) 前掲注（14）原田論文、一三八頁。

- (17) 内藤本は「関西大学東アジアデジタルアーカイブ」、写字台本は「龍谷大学図書館 貴重資料画像データベース 龍谷蔵」、藤波本は「京都大学貴重資料デジタルアーカイブ」で画像がオンライン公開されている（最終閲覧日二〇二二年二月一日）。

- (18) 前掲注（14）論文において、藤波本と写字台本とで文字がほぼ合致することが指摘されているが、傍訓も一致しており、両本の関係の深さがかがわれる。なお加藤浩司『仮名貞観政要梵舜本の翻刻と研究』（和泉書院、二〇一九年）によつて写字台本系である仮名貞観政要との比較も試みたが、明確な関係性は認められなかった。

- (19) 『貞観政要』の日本における受容に関しては、佐々木馨「『貞観政要』の中世的受容」（『日本中世思想の基調』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九七六年）、池田温「『貞観政要』の日本流伝とその影響」（『東アジアの文化交流史』吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九九九年）、ブライアン・スタインガー「家学の漏洩——南家本『貞観政要』を端緒として」（『藝文研究』一一七、二〇一九年）に詳しい。

【付記】本稿は科学研究費補助金基盤研究（A）「撰関家伝来史料群の研究資源化と伝統的公家文化の総合的研究」（研究代表者尾上陽介、課題番号一七H〇〇九二六）および公益財団法人高梨学術奨励基金令和二年度若手研究助成による成果の一部である。

【例言】

一、字体は概ね現時通用のものに改め、読点を付した。

一、虫損により判読不能の文字を□で示し、前後関係から文字が推測できる場合には(一)で括りその文字を傍注した。残画により解読できる文字は繁を避けるため□に入れることをせず、そのまま翻字した。

一、料紙の紙継目は□で示し、表の『臨時祭之事』は(1)、紙背の『貞観政要』は(1)のように、それぞれ紙数を示した。

一、判読できない文字は(四)で示して番号を付し、末尾にその画像を掲げた。

一、朱書は『』で括った。『臨時祭之事』で改行箇所や固有名詞等に付されている朱合点は省略した。

一、抹消された文字は■で示し、判読できる場合には「ミ」を傍に付して翻刻した。

一、校訂注は(一)、説明注は(一)で括り、それぞれ傍に付した。

『臨時祭之事』

(1) 已上別記、

夫当社臨時祭者、弘安年中、大隅・薪庄依堺相論神木御入京時、衆徒寺内党、被立願処、(五月九日壬午)、奉行資平・上卿具房卿共、各被定配所、(備中、甲午)、加以妙清法印者、被改易社務職、□至論所堺者、被付当寺領大隈庄、(安芸、間)、之中神訴忽開眉、寺門悉属大慶、仍任□許之旨、十二月廿一日、賢木自法成寺御帰座、然間神明耀靈光於一天、満寺振威風於四海、衆徒之感悦、一寺之眉目、何事如哉、依同六年末、五月廿五日、任立願之□、衆徒寺内党、臨時祭被執行之訖、自爾以降寺門□□時分、将致神訴及難□之時、□□雖被立此□、(願力)、緯依為大□不成立、既送数十余廻之涼燠畢、而寺社零落、南都災孽併不果此願□□神託及度々之

間、且任弘安旧儀、且依数度立願、可執立之由、自旧冬学侶被一揆畢、則被置卅人沙汰人、役者以下事、有牒□衆中被定之、就中童舞事則被

(2)定、両舞屋・一垂髪等被定、可有習礼之由、良家并凡仁僧綱迄被催促、(自弘安六百六)、于時嘉慶第二之曆戊辰歳二月十三日、為吉之間、左右児未雖不調、先舞始在之、

左方舞屋松皮屋、(宗舞房法)、舞師豊後守俊葛、(左)、拔頭師□繼、(重)、還城楽師則俊者後日被定之間、今日不及出仕□□不訴之間、四十九院分虎若殿・松皮屋春藤殿計出仕、児直垂、師ハ淨衣、先舞番定之、弘安雖為八番、

今度六番□目録、  
左 加殿 青海波 太平楽 拔頭 還城楽 陵王  
右 地久 古鳥蘇 拍子被始之、

先賀殿破一拍子被始之、  
右方舞屋西院、(専重)、舞師対馬守久景、(多)、但今日無下向、是祖父□資弘安ニ致沙汰間、云先規、云勘能、不可有子細之由、先□学侶被□之

(3)処、京都右一忠春以強縁所望、然間及猶予之処、(室町殿可為)、久景之由、被成御教書之間、不及□被治定了、雖然内々師事依弘安例、以初度舞人可被習礼之由、兼被定之、仍幸辰・猶松殿兩□仰付之間、或仮男出仕、左児不調之間、湯屋坊分春日殿・西院□春勝殿・井坊分幸満殿計出仕、地久破三拍子教之、沙汰人兩舞□□左右廿一献在之、及乱舞訖、

今日自左方児方、右児方へ一首被送之、  
左右はやまひ初る今日よりや神のこゝろもまつなひくらん

其後□□□反□□ナント有ヤラン、不及承、  
今度舞童可被□□事始、左方一円良家、右方可為凡仁僧綱之由被定之処、

聊依有異儀、左良家三人・凡仁三人、右良家三人・凡仁□人之様成畢、  
左方、東院・東北院・喜多院・四十九院・松皮屋・逆修坊、





同篇、修理屋、目代西院、

一、舞台東西飯屋各七間ツ、見物裏頭座之、〔東〕一乘院方、東大寺・元興寺、

〔9〕作事、南北三丈余、前々祭礼時ヨリ広之、是ハ於舞台南〔祭〕・田樂等

可遊故也、飯屋前ニハ懸木七廻、西ニモ東ニモ構之、見物諸衆明日可着

座故ナリ、今日裏頭以下、見物雜人幾多了、不知大方、今度見物近国ハ

不及申、四日路五日路聞伝、道俗男女令群集之間、旅宿等乃至僧坊堂舍

等充滿、言語道斷次第也、

垂髮以下出仕遅々間、舞夜入始之了、先集会乱声、次振棒、殿、

地久、輪台四人、青海波二人、垣代西上北立列立、今日者不立

加、詠、後葛、笙、〔兒虎若、後葛沙汰、〕篳篥、〔兒、次郎殿、〕笛、〔重葛、〕

〔10〕垣代兒三人所作事、

〔11〕垣代兒三人所作事、笙吹虎若殿、常光院方、任弘安例、可受当方相伝

之由被申之間、兼日口伝仕申了、仍舞台習礼、其記無異論、篳

篥・笛兩童、以僧家口伝、可供奉之由申、〔相〕伝之間、当道方依支申、舞

台習礼之日各雖有出仕、凡垣代音取吹渡事、非当道之輩、非

道之僧家勤仕例、往古以来、雖為一度不可有之、仍弘安臨時祭ニモ、三

管共更受本所口伝了、将又延慶年菩提山本堂供養童舞之時、朝葛

〔祖父、〕青海波及数日就垣代之役、〔後葛〕違乱之間、被略之訖、然者云弘安之

先規、云延慶傍例、管弦者相伝不可叶之条、炳然也、就其及案〔往也〕古例之

処、所詮今度論篇被行弘安例之上者、成当道弟子可受相伝之由、依被

加下知、笛・ヒチリキ兩童応御下知、成当道弟輩、〔子脱之〕豊原嫡家之説

俊葛授之、篳篥ハ以源家説葛則教之、〔光〕笛ハ以大神説重葛授、而常身院方

笙春光殿可為後朝垣代役之処、猶及異議、不可受相伝之由、被申之間、

後朝ニモ虎若、又可被勤仕哉之〔言也〕及沙汰、剩無力可受相伝之由承伏、

仍昨夜廿一日為俊葛沙汰、音取吹渡等伝授申了、今度管弦者方沙汰、不

知案内至極也、自始蜜々有相伝者、如此不可及宿願之沙汰ニ、而致非抛

之沙汰、終ニ不達所存之条、〔神方出仕事〕一、春日社臨時祭正日、弘曉先備進馳供、社家出仕如御祭、大宮神主

時德東帶、新權神主時有同、權神主師盛、依父服不出仕、氏人時清等数〔靈カ〕各絹

狩衣、正預祐有東帶、權預祐廉同、權預延朝同、次預祐主同、權神主預

祐員同、權預祐国同、〔觀アルカ〕權同、若宮神主祐右、同東帶、氏人祐深等、人々

各絹狩衣、

〔6〕備事為如御祭者、行烈以後奉幣畢後、可進之処、守本式者初度

遅々之間、以別儀可引上哉否之事、於社頭被取鬪之処、可引上被当之

間、本社旬御供者如說寅刻、御旅所神供ハ弘曉奉備進、奏樂事弘安例

管弦者參テ勤之、打物事闕之間、寺侍共來打之、

〔7〕渡物諸共奉、辰初点ヨリ出立、各西院辺群集、

左兒車三両、〔東〕一乘院ヨリ二両、〔北〕東北院ヨリ一両、

藤若殿〔本坊兼院四守、〕瑠璃王、〔本坊東北院四憲、〕春王、〔本坊喜多院美晴、〕

春藤、〔本坊加賀公子、〕春益、〔和泉タウキノ子、〕幸熊、〔下御門出雲公子、〕

二頭同車、三四頭同車、五六頭同車、三両

右方兒車三両、自大乘院家出借了、

新発意、青原美作子、瑠璃一、西京北院子、

幸満、〔群山太郎兵衛、〕春勝、〔越智子、〕

二頭ハ依違例興ニテ馬場工直出仕、

大鳥井東辺北頬南面立、以渡始、行事中

綱守行烈之次第奉行之、兩院家棧敷花林院東向、猿樂・田

樂等乱拍子庭立在之、一乘院御棧敷花林院東向、芳跡、大乘院家御棧敷



東御門東、々□□二被打之、

第一表行次第 名字装束事、

(12) 祝<sup>福懸房、宇多坊寺住也、</sup>御幣<sup>好実大夫公、野田寺住也、</sup>一行

小忌舞人<sup>順懷尊良房已講、融玄禪門房已講、</sup>嚴秀賢良房、永実春覚、英懐忍願房、  
嚴乘玄觀房得業、

下臈前、自西御門至東御門一行、自東御門二行、北上首、南下臈、

エヒスカケ、

日使宗融<sup>英禪房得業、冠東帝、</sup>中央渡、僮僕二行、笠差ハ馬ウシロ、

籠<sup>冠、</sup>禪衣<sup>順禪房</sup> 馬副<sup>長明房</sup> 笠差賢英<sup>学恩房</sup>

倍從宗舜房 下総公 静松房 上総公

巫女三騎

乗清<sup>学延房得業、</sup>惣一<sup>籠良延房</sup> 雑色<sup>長親、行文、</sup>

乗融<sup>学門房五師、</sup>籠<sup>学明房</sup> 雑色<sup>常親、定恩、</sup>

尊継<sup>民部五師、</sup>籠<sup>門善房</sup> 雑色<sup>学善、定覚、</sup>

一行僮僕、二行下臈前、惣一後、

細男二行、上臈前、豊田一党

舜親、<sup>上ヨク、</sup>堯門、<sup>菅原、</sup>舜覚、<sup>上坊、</sup>笛、

堯忍、<sup>辰巳、</sup>舜眼、<sup>上坊、</sup>相摸公鼓、

弊持堯順房<sup>学賢、</sup>房郎等<sup>舜宗房</sup> 播摩公<sup>越前公、ミカキツケ、</sup>

(13) 申楽三棟等、両御所棧敷并鳥井立合計、

播摩公装束紅夕顔二車、

加賀公、同上、 父尉、椿井、

深勝房装束大文指貫、紅ニヌイ物瓜、冠者君、

延覚、夕顔二車、立合衆、 口出、馬場子息、

淡路公同上、 立合衆、椿井子息、

春光殿印金、 奄治辰巳子息、

長禪房長金付物在之、 翁面、八田、

宗禪、紅ニ夕顔二車、 八田子息、

淨舜、端子付物、カネ、 翁面、小泉、

浄円房夕顔二車、立合衆、 小泉子息、

下野公夕顔車、

相摸公夕顔車、紅、 立合、

学恩房夕顔車、紅、 ツ牛払、

良觀房同上車、紅、 東番条、

下野公同上、 立合衆、江堤西、

春藤殿印金、 丹後庄子息、

申楽脇田一党 三猿楽コトク両御所御前、同前、

春藤殿スリ金、 下御門子息、

力王殿同上、 唐院子息、

辛菊、上品精好ヌイ物片身替、 春原子息、

金熊、摺金、立合衆、 曾我屋子息、

少納言公<sup>太文互為装束、</sup>上貫白、 曾我、

加賀公<sup>互為装束、</sup>大文上カイト立木、 唐、

丹後公同、 大文五色鶴丸、 古市、

学恩房同、 大文上紅、ヌイ物精好、 古市新、

加賀公同、 大文上精好紅、萩ヌウ、 狛井、

下野公水干精好紅、文ハ柳ニ鶏ヌウ、 唐院北、

信乃公同、 地白精好四身替、父尉、 下御門、

伊与公同、 精好紅、 来谷木殿、

上野公同、 精好地葉ニ文等丹唐草、 下御門、

福摩公同、 水干四身替、 立合衆、 長井、

越前公同、地黄精好、延命冠者、立合衆、ヲリ物、下御門、越後子息、

但馬、同、紅精好扇ナカシ、古市子息、

伊予、同、四身替精好紅ト、立合衆、唐院子息、

加賀公同、精好白地、紅葉ヌイ物、下御門、

馬長二騎上藤前、

一番春光殿修南院実忠権少僧都御沙汰、

(15) 二人 籠賢円房 文恩、大藏卿得業

三人 大童子 大藏卿得業、刑部卿、

五人 練法師了春房 勤明、長玄、堯顯房 顯松、

二番千鶴殿慶懐 善恩房律師御房、于時別会、

籠現覚房 識禪、

大童子 帥得業 少将公

練法師 善賢房 善忍房 順円、長真、賢禪、

競馬二行 三位公辰市、八条、 讃岐公大安寺、、、奄治三位子、

流鏑馬三騎上藤前、

一番射手、加賀公少笠被勤仕、禪光院御房覚成、

的持堯春房 舍人行観房

着長観仙房 良等舜觀房 長順、禪良、堯觀、

一番金藤殿 乗清学延房得業沙汰、 作鑑白糸ネリスキヲトシ、隨兵、小山子、

健兒舜学房 良等長勤、鏡白糸、同、 長専、学恩、

張替延了房 具足白糸、

(16) 二番福寿、乗清学延房沙汰、 作鑑モヨキ練貫ニテヲトス、

健兒願恩房 良等白糸鏡、静観、 順顯、円了、堯覚、

張替勝舜房

三番王松、越智舍弟、作鑑赤糸、 香林房得業沙汰、

健兒識恩、良等白糸腹巻紅ヌイ物、 勤覚、林定、松識、源宗、

張替松恩房 具足アサキ、

四番春虎、善尾新、 香林房得業沙汰、 鏡赤、

健兒観春房 良等宗親房 觀縁、 真観房 忍観、

張替円観房

五番安童、賢定房五師沙汰、 赤鏡、

健兒宗信房 良等舜教房 舜信房 仙舜房 琳賢、

張替願宗房

二番射手、今春殿円俊、東北院沙汰、

的持順行房 舍人信学房

着長慶観房 良等了識房 学賢房 春禪房 了勤、

(17) 一番春童、了文房得業沙汰、

健兒定文房 良等堯仙、 順文、順真、覚心、

張替禪真房

二番地藏殿 忍願房得業沙汰、

健兒行舜房 良等行賢、 行春房 宗行房 □□、

張替善覚房

三番春童殿 堯禪房得業沙汰、

健兒実禪、良等源禪房 浄禪、 舜禪、勤禪、

張替蔵賢房

四番慶藤殿 良縁房沙汰、

健兒勤順房 良等定識房 勤縁、 学春、良顯、

張替円識房

五番春喜殿 長禪房沙汰也、

健兒円順房 良等長禪房 定禪房 良真房 陽禪房

張替長舜房





□、依四国官領〔管〕、夢想、四国輩南都祭礼可拜見由相觸云々、但不分明、雖然方々口遊〔編用〕、四国之人宿所等〔二カ〕申雜談同篇之由申了、〔是〕一、或説云、信貴山法師等為見物上洛、其中二或坊所從童部三条辺宿所ニテ俄狂氣事、能々相尋之処、吾是住吉明神御見物ノ為、信貴山劔蓋護法□給也、然間此神春日御參御共ニ被催、相出之由示之畢、殊勝々々々々々々、

書写本云、  
享德三年甲戌十月廿三日、於興福寺西院志院馳筆了、寺門・國中大概和睦之折節也、

抑臨時祭中仏神三宝歸寺共同、近年被執行彼会式、予結縁見物之志在之、心中昼夜之祈念無他之間、為後日記一見、致色々所望、窃令借用隱密秘藏本、乍出物俄令書写了、

抑只先会式嘉慶二年甲辰、六月執行、

忍、  
增專九、

(25) 此本深秘藏、被納篋底之処、不思議聞及、加一見所望之間、本抄貞觀政要之文得求写之、願一期間、哀此事アラハヤト思念願心中充滿々々、

當時此沙汰如此之間、為自然見物等有之、南無南無大明神大神々々々、〔明〕于時享德三年甲戌、十二月六日夜、與〔対屋〕轉經院北向部屋書之了、

比興々々、

次郎丸(花押)

(次郎丸署判部分)



『貞觀政要』

(25ウ) 貞觀政要第六 史臣吳兢撰

論儉約第十八

論謙讓第十九

論仁惻第廿

慎所好第廿一

慎言語第廿二

杜讒邪第廿三

論悔過第廿四

論奢縱第廿五

論貪鄙第廿六

論儉約第十八

貞觀元年、太宗謂侍臣曰、自古帝王、凡有興造、必須貴順物情、昔大禹鑿九山、通九江、用人力極広、而無怨讟者、物情所欲、共衆所用故也、

(24ウ) 秦始皇宮建宮室、而人多謗〔イトナム〕「議者、為徇其私欲、不与衆共故也、〔一〕欲造一殿、材木已具、遠想秦始皇之事、遂不復作也、又古人云、不作無益害有益、不可見欲、使人心不乱、固知見可欲、其心乱矣、至如雕鏤〔テウロク〕器物、珠玉服玩、若恣其驕奢、則危亡之期、可立待也、自王公已下、第宅車服、喪婚娶喪葬、准品秩、不合服用者、宜一切禁斷、由是廿二年間、風俗簡朴、衣無錦繡、財帛富足饒、無飢寒之弊、

貞觀二年、公卿奏曰、依礼、季夏之月、可以居台榭、今盛暑未退、秋霖方始、宮中卑湿、請營一閣以居之、上曰、朕有氣病、豈宜下湿、若遂來請、糜費良多、漢文將起露台、而惜十家之産、朕德不逮于漢帝、而所費過之、豈謂為人父母之道也、竟不許、

貞觀四年、上謂侍臣曰、崇飾宮宇、遊賞池台、帝王之所欲、百姓之所不

(23ウ) 欲、帝王所欲一者放逸、百姓所不欲者勞弊、孔子云、有一言。可以終身行之者、其恕乎、己所不欲、勿施於人、勞弊之事、誠不可施於百姓、朕尊為帝王、富有四海、事每由己、誠能自節信、若百姓不欲、必能順其情也、魏徵對曰、陛下大憐百姓、每節己以順人、臣聞、以欲從人者昌、以人樂己者亡、隋煬帝志在無厭、唯好奢侈、所司每有供奉營造、小不称意、則有峻罰嚴刑、上之所好、下必有甚、競為無限、遂至滅亡、此非書籍所傳、亦陛下目所親見、為其無道、故天命陛下代之、陛下若以為足、今日不啻矣、若以為不足、更万倍過此亦不足、太宗曰、卿所對甚善、非卿、朕安得聞此言、

貞觀十六年、太宗謂侍臣曰、朕近誦劉聰傳、聰將為劉后起鸚鵡儀殿、廷尉陳元達切切諫、聰大怒、命斬之、劉后手疏請啓、辭情甚切、聰怒乃解而甚媿之、人讀書、欲広聞見以自益耳、朕見此事、可以為深誠、比者欲造一小殿、仍構重閣、今於藍田畷採木、並已具備、遠想聰事、斯作遂止、

#### 論謙讓第十九

貞觀二年、太宗謂侍臣曰、人言、作天子、則得自尊崇、無所畏懼、朕則以為正合自守謙恭、常懷畏懼、昔舜誡禹曰、汝惟不矜、天下莫与汝爭能、汝惟不伐、天下莫与汝爭功、又周易云、人道惡盈而好謙、凡為天子、若唯自守尊崇、不守謙守者、在身儻有不是事、誰肯犯顔諫爭、朕每出一言行一事、必上畏皇天、下懼群臣、天高聽卑、何得不畏、群公卿士、皆見瞻仰、何得不懼、以此思之、但知常謙常懼、猶恐不称天心及百姓意也、魏徵曰、古人云、靡不有初、鮮克有終、願陛下守此常謙常懼之道、日慎一日、則宗社永無傾敗矣、堯舜所以大平、實用此法、

(21ウ) 貞觀三年、太宗問給事中孔穎達曰、論語云、以能問於不能、以多問於寡、有若無、実若虚、何謂也、穎達對曰、聖人設教、欲以謙光、己雖有能、不自矜大、仍就不能之人、求訪能事、己之才藝雖多、猶以為少、仍就寡小之人、更求所益、己之雖有、其狀若無、己之雖実、其容若虚、非

唯正夫庶人、帝王之德亦当如此、夫帝王、内蘊神明、外須玄默、使深不可測、遠不可知、故易稱、以蒙養正、以明夷莅衆、若其位居尊極、炫耀聰明、以才凌人、飾非拒諫、則止下情隔、君臣道乖、自古滅亡、莫不由此也、太宗曰、易云、勞謙、君子有終、如卿所說、詔物二百段、河間王孝恭、武德初、封為趙郡王、累放東道行台尚書老僕射、孝恭既討平蕭公祐、遂江淮及嶺南道、皆統撰之、專制八方、威名甚盛、累遷礼部尚書、孝恭、性惟退讓、無驕矜自伐之色、時有特進江夏王道宗、尤以將略馳名、兼好學、敬慕賢士、動修礼讓、太宗並加親待、諸宗室中、唯孝恭、道宗、莫与為比、為一代宗英、

#### 論仁惻第廿

貞觀初、上謂侍臣曰、婦人幽閉深宮、情实可愍情、隋氏末年、求採無已、至於離宮別館、非幸御之所、多聚宮人、此皆渴人財力、朕所不取、且灑掃之余、更何所用、今將出之、任求抗儷、非独以省費、息人、亦得各遂其性、於是後宮及掖庭、前後所出三千余人、

貞觀二年、閔中孚、大飢、太宗謂侍臣曰、水旱不調、皆為人君失德、朕德之不修、天当責朕、百姓何罪、而多困窮、聞有鬻男女者、朕甚愍焉、乃遣御史大杜淹巡檢、出御府金宝贖之、還其父母、

(19ウ) 貞觀七年、襄州都督張公謹卒、上聞而嗟悼、出以次發哀、有司奏言、准陰陽書、甲子在辰、不哭泣、此亦流浴所忌、上曰、君臣之義、同於父子、情發於衷、安避辰日、遂哭之、

貞觀十七年、太宗征高麗、次定州、有兵士到者、帝御州城北門樓撫慰之、有從卒一人、病不能進、招至床前、問其所苦、仍勅州縣醫療之、是以將士莫不欣然願從、及大軍廻次柳城、詔集前後戰亡人骸骨、設大牢致祭、親臨哭之尽哀、軍人無不灑泣、兵士觀祭者、婦家以言、其父母曰、吾兒之喪亡、天子哭之、死無所恨、太宗征遼東、攻白巖城、右衛大將軍李思摩、為流矢所中、帝親為吮血、將士莫不感勵、

〔慎所好第廿一〕<sup>(18ウ)</sup>

貞觀二年、太宗謂侍臣曰、古人云、君猶器也、人猶水也、方円在於器、不在於水、故堯舜率天下以仁、而人從之、桀紂率天下以暴、而人從之、下之所行、皆從上之所好、至如梁武帝父子、志尚浮華、唯崇耜老之教、武帝末年、乃頗幸同泰寺、親講仏經、百寮皆大冠高履、乘車扈從、終日談說苦空、未嘗以軍國典章意、及侯景率兵向闕、尚書郎已下、多不解乘馬、狼狽奔走、死者相繼於道路、武帝及簡文、率被侯景幽逼而死、孝文帝在江陵、為万紐子謹所圍、帝猶講老子不輟、百寮皆我服以聽、俄而城陷、君臣俱被囚執、庾信亦歎其如此、乃作哀江南賦、乃云、幸衡以千戈為兒戲、縉紳以清談為廟略、此事亦足為鑑識、朕今所好者、唯在堯舜之道、周孔之教、以為如有翼、如魚依水、失之必死、不可暫無耳、

貞觀二年、太宗謂侍臣曰、神仙事、本是虛妄、空有其名、秦始皇非分愛好、遂為方士所說詐、乃遣童男童女數千人、隨其入海求仙藥、方士避秦苛虐、因而不歸、始皇猶在海側踟躕待之、還至沙丘而死、又漢武帝、為求神仙、乃將女嫁道術之人、事既無驗、便行誅戮、據此二事、神仙不須妄求也、

貞觀四年、太宗謂曰、隋煬帝性好猜防、專信邪道、云忌胡人、乃謂胡床為交床、胡瓜為黃瓜、又築長城以備胡、終被宇文文化及使令狐行達殺之、又誅戮李金才、及諸李殆盡、卒何所益、且居天下者、唯須正身修己而已、此外虛事、不足在懷、

貞觀五年、有人上注解圖讖、太宗曰、此誠不經之事、不能愛好、朕杖德履義、救天下蒼生、蒙上天矧命、為四海主、安用圖讖、命焚之、

慎言語第廿二

貞觀二年、太宗謂侍臣曰、朕每日坐朝、欲出一言、即思此言於百姓有利益否、所以不能多言、給事中兼知起居事□正倫進曰、君奉必書、言存左史、臣職當兼修起居注、不敢不尽愚直、陛下若一言乖於道理、則千載累

於聖德、非止常令損於百姓、願陛下慎之、太宗大悅、賜綵絹百疋、

貞觀一年、上謂侍臣曰、言語者君子之樞機、談何容易、凡在正庶、一言不善、人記之、成其恥累、況是万乘之主、不出言有矣、其所粥損至大、堂同疋夫哉、當以此為試、隋煬帝初幸甘泉宮、泉石称意、而怪怪無螢火、勅云、捉取多少、於宮中照夜、所司遽遣數千人採拾、送五百鑿於宮側、小事尚尔、況其大乎、魏徵對曰、人君居四海之尊、若有虧失、古人以為如日月之蝕、人皆見之、實如陛下所誠慎也、

貞觀十六年、太宗每与公卿言及古道、必詰難往復、散騎常侍劉泊上書諫曰、帝王之与凡庶、聖哲之与庸愚、上下相懸、擬倫斯絕、是知、課主愚而对至聖、以極早而对極尊、徒思自強、不可得也、陛下降恩旨、假茲顏、凝說以聽其言、虛襟以納其說、猶恐群下未敢对揚、況動神機、縱天弁、飾辭以折其理、援古以排其議、欲令凡蔽何階应答、臣聞、皇天以無言為貴、聖人以無言為德、老君称天弁若訥、莊生称至道無文、此皆煩也、是以、齊侯讀書、輪扁窃笑、漢皇慕古、長孺陳譏、此亦不欲勞也、且多記則損心、多語則損氣、心氣内損、形神外勞、初雖不覺、後必為累、須為社稷自愛、豈為性好自傷乎、窃以今日昇平、皆陛下力行所至、

欲其長久、匪由博弁、但忘彼愛憎、慎茲一取捨、每事敦朴、無非至公、若貞觀之初則可矣、至如秦政強弁、矣人心於自矜、魏文宏才、虧於衆望於虛說、此才弁之累、較然可知矣、伏願、略茲雄弁、浩然養氣、簡彼湘凶、淡焉怡自、固万寿於南岳、齊百姓於東戶、則天下幸甚、皇恩斯畢、乎詔答曰、非慮無以臨下、非言無以述慮、比有談論、遂致煩多、輕物驕人、恐由茲道、形神心氣、非此為勞、今聞讜言、虛懷以改、

杜讒佞第廿三

貞觀初、太宗謂侍臣曰、朕觀前代讒佞之徒、皆国之蠹賊也、或巧言令色、朋党比周、若暗至庸君、莫不以之迷惑、忠臣孝子、所以泣血衛冤、故藜藿欲茂、秋風敗之、王者欲明、讒人蔽之、此事著於史籍、不能具

道、至如齊隋間讒譖之事、耳目所案之者、略与卿等言之、斛律明月、齊朝良將、威振敵一國、周家每歲、斷汾河水、慮齊兵之西渡、及明月被祖孝徵讒構伏誅、周人始有吞齊之志、高頴有經國天才、為隋文帝贊成霸業、知國政廿余載、天下賴以康寧、文帝唯婦言是聽、特令擯行、及為隋煬帝所殺、刑政由是衰壞、又隋太子勇、撫軍監國、凡廿年間、固亦早有定分、楊素欺主<sup>〔四〕</sup>上、賊害良善、使父子之道一朝滅於天性、逆亂之源、因此開矣、隋文既混淆嫡庶、竟禍及其身、宗社尋敗覆、古人云、代亂則讒勝直、誠非妄言、朕每防萌社漸、用絕讒構之端、猶恐心力所不至、或不能覺悟、前史云、猛獸処山林、藜藿為之不採、直臣立朝廷、姦邪為之寢謀、此實朕所望於郡公也、魏徵曰、礼云、誠慎乎其所不睹、恐懼乎其所不聞、詩云、愷悌君子、無信讒言、々々因極、交乱四國、又孔子曰、惡利口之覆邦一家、蓋為此也、臣嘗觀自古有國有家者、若曲受讒譖、妄害忠良、必宗廟丘墟、市朝霜露矣、願陛下深慎之、尚書右僕射杜如晦奏言、監察御史陳師合止拔士論、兼言、人之思慮有限、一人不可惣知數職、似論臣等、太宗謂載胄曰、朕以至公理天下、今用用玄齡<sup>〔五〕</sup>如晦、非為勳旧、以其有才行也、此人妄事毀謗、正離間我君臣、晉蜀後至昏弱、齊文宣狂勃、國稱治者、以任諸葛亮、楊楊遵彥不猜之也、朕今任如晦等、亦復如此、於是流師合嶺外、

貞觀中、太宗謂玄齡、如晦曰、朕聞、自古帝王、止合天心、以致太平者、皆股肱之力也、朕比開直諫之路者、庶知冤屈、欲聞規諫、所有上封事人、皆多告訴百官、細事殊無可採、朕歷選前王、但有君疑於臣、則下<sup>〔六〕</sup>情下情不能上達、欲求尽忠極慮、何可得哉、一無識之人、務行讒毀、交乱君臣、殊非益國、自今以後、有上書訴人小惡者、朕當以讒人之罪々之、魏徵為秘書監、嘗有告其謀反者、太宗曰、徵本吾之讎也、正以忠於所事、遂拔而用之、何乃妄生讒構、竟不問徵、遽斬所告者、貞觀十年、權突有疾魏徵者、每言於太宗曰、魏徵凡所諫諍、委曲反覆、

不從不止、竟欲以陛下為幼主、不同於長君、太宗曰、朕是達宮子<sup>〔七〕</sup>、少不學問、唯好弓馬、至於起義、即有大功、既封為王、偏蒙寵愛、理道政術、都不留心、亦非所解、及為太子、初入東宮、思安天下、欲克己為理、唯魏徵与王珪、導我以礼義、弘我以政道、我勉強從之、大覺其利益、遂力行不息、以致今日安寧、並是魏徵等之力、所以特加礼重、每事<sup>〔八〕</sup>聽從、非秘之也、言者乃慙而止、太宗訶而出之、

貞觀十一年、長安果人霍行斌告變言、尚書右丞魏徵預事、太宗覽之、謂侍臣曰、此言太無由緒、並不須問、行斌宜付所司理罪、徵曰、臣蒙近侍、未以善聞、大逆之名、罪合万死、縱陛下曲垂矜照、臣將何以自安、請鞠尋、仍頓首拜謝、太宗曰、卿累仁積行、朕所悉知、愚人相謗、堂能<sup>〔九〕</sup>由、不須致謝、太宗謂玄齡等曰、昨日皇甫德參上書言、朕修營洛州宮殿、是勞民也、收地租、是厚斂也、俗高髻、是宮中所化也、觀此人心、必欲使國家不役一人、不取一租、宮人皆無髮、乃称其意耳、魏徵進曰、賈誼当漢文之時、上書云、可為痛哭者三、可為長歎息者五、自古上書<sup>〔一〇〕</sup>率多激多激切、若不激切、則不能起人至之心、激切即似訕謗、所謂狂夫之言、聖人捫焉、唯在陛下裁察、不可責也、太宗曰、朕初欲責此人、但<sup>〔一一〕</sup>已許進直言、若責之、則於後誰敢言、賜絹廿疋令歸、

貞觀十六年、太宗謂諫議大夫褚遂良曰、卿兼知起居、比來記我行事善惡否、遂良曰、史官之記、君舉動必書、善既必書、過亦無隱、太宗曰、朕今勤行三事、亦望史官不書吾惡、一則鑑前代敗事、以為元龜、二則進用善人、共成政道、三則斥棄群臣小、不聽讒言、吾能守之、終不轉也、

#### 論悔過第廿四

貞觀二年、太宗謂房玄齡曰、為人須大學問、朕往為群兇未定、東西征討、躬親戎事、不暇讀書、比來四海安靜、身處殿堂、不能自執書卷、使人誦而聽之、君臣父子、政教仁義之道、並在書內、古人云、不學牆面、莅事惟繁、不從言也、却省少小時行事、大覺其非、



(8ウ)貞觀中、太子承乾、多不修法度、魏王秦、尤「以才能為太宗所重、特詔秦移居武德殿、魏徵上疏曰諫、此殿在內、処所寬閑、參奏奉往來、實為移穩近、但魏王既是陛下愛子、陛下須使常保安全、每事柳其驕奢、不処嫌疑之地、今移居此殿、便在東宮之西、或云、海陵昔居、時海內陵替、時人以為不可、雖時移事異、猶恐人之多言、又王之本心、亦不寧息、既能以寵為懼、伏望成人之美、太宗曰、朕幾不思量、大是錯誤、遂遣秦歸于本第、

貞觀五年、太宗謂侍臣等曰、齊文宣何如人君、魏徵對曰、非常顛狂、然有人共爭道理、自短屈即能從之、臣聞、齊時魏愷先任青州長史、嘗使梁、還除光州長史、不就、楊遵彥奏之、文宣帝大怒、召而責之、愷曰、先任青州大藩長史、今有使勞、更無罪過、反授光州、所以不就、乃顧謂遵彥曰、此難有「理、因令捨之、太宗曰、往者盧祖尚、不肯受官、朕遂殺之、文宣帝雖復癡狂、尚能容忍、此一事朕所不如也、祖尚不受處分、雖失人臣之禮、朕即可殺之、大是傷急、一死不可再生、悔無所及、宜復其故官蔭、

貞觀十七年、太宗謂侍臣曰、人隨之至痛者、莫過乎喪親、故孔子云、三年之喪、天下通喪乎也、自天子達於庶人也、又曰、何必高宗、古之人皆然、近代帝王、遂行不逮漢文以日易月之制、甚乖於禮典、朕昨見徐幹中論復三年喪篇、義理甚精審、深恨不早見此書、所行大疎略、但知自咎自責、追悔何及、因悲泣久之、

貞觀十八年、太宗謂侍臣曰、夫人臣對帝王、多承意順旨、甘言取容、朕今欲聞己過、卿等皆可直言、散騎常侍劉洎對曰、陛下每與公卿論事、及(6ウ)有上書者、以其不称旨、「或面加詰難、無不慙退、恐非誘進直言之道、太宗曰、朕亦悔有此問、卿當即故之、

#### 論奢縱第廿五

貞觀二年、太宗謂黃門侍郎王珪曰、隋開皇十四年、大旱、人多飢乏、是

時倉庫盈溢、竟不許賑給、乃令百姓逐糧、隋文不憐百姓、而惜倉庫、比至末年、計天下儲積、得供五六十年、煬帝恃此富饒、所以奢華無道、遂致滅亡、煬帝失國、亦由其父、凡理國者、務積於人、不在盈其倉庫、古人云、百姓等不足、君孰与足、但使倉庫可備凶年、此外何煩儲蓄、後副(6ウ)若賢、自能保其天下、如其不肖、多積倉庫、徒益其奢侈、危亡之大古也、

(5ウ)貞觀七年、太宗授郭孝恪西州道行軍總管、率步騎三千人、出銀山道、以伐(5ウ)者焉、夜往(5ウ)襲其城破之、虜其王龍突騎支、太宗謂「侍臣曰、計八月中旬、郭恪發去、至廿日必到、必以廿二日破焉者、當馳使報、朕計其行程、今日必有好消息、言未訖、而馱騎至云、孝恪已破焉者、太宗悅、及征龜茲、以孝恪為崑山道副大總管、破其都城、留孝恪守之、余軍分道別進、城外未賓、孝恪因乃出營於外、有龜茲人來謂孝恪曰、那利我之國相、人心素歸、今亡在野、必思為變、城中之人、頗有異志、公其備之、孝恪不以為虞、那利等果率眾万余、私(5ウ)城內降胡相知、表裏為心、孝恪失於警候、賊入城鼓譟、孝恪始覺之、為胡矢所中而死、孝恪性奢侈、家之僕妾、及以器玩、務極鮮華、雖在軍中、床榻什器、皆飾以金玉、仍以金床華帳宛具、以遣行軍大總管何史那杜(社、ル、ル)一無所受、太宗聞之、乃(4ウ)曰、二將何優劣之不同也、郭孝恪今為寇虜所屠、可謂自招伊咎耳、

貞觀九年、太宗謂魏徵曰、頃讀周齊史、末代亡國之至、為惡多相類也、齊王深好奢侈、所有府庫、用之略盡、乃至闕市、無不稅斂、朕常謂此輩猶如饑人自食其身肉、々尽必死、人君賦斂不已、百姓既弊、其君亦亡、齊至即是也、然天元(5ウ)齊主即是也、然天、若為優劣、徵對曰、二至亡國雖同、其行則別、齊至懦弱、政出多門、國無綱紀、遂至滅亡、天元立性凶強、威福在己、亡國之事、皆在其身、以此論之、齊王為劣、

貞觀十一年、太宗令所司造金銀器物五十事、侍御史馬周上疏曰、臣歷觀前代、自夏殷及漢氏之有天下、伝祚相繼、多者八百年、少者猶四五百年、皆為積德累業、恩結於人心人心、豈無僻王、頼前哲以免、自魏晉

已還、降及周隋、多者不過五六十年、少者纔二十年、少者纔二十年而亡、  
 (3ウ) 良由創業之君、不務広広恩化、當時僅能自守、後無遺德可思、故伝一副  
 之至、政教少衰、一夫大呼而天下土如崩矣、今陛下雖以大□定天下、而  
 積德日淺、固当思崇禹湯文武之道、広施德化、使恩有余地、為子孫立万  
 代之業、豈欲但令政教無失、以持当年而已、且自古明王聖至、有能節儉  
 於身、恩加於人、二者是務、故其下愛之如父母、仰之如日月、敬之如神  
 明、畏之如神明、畏之如雷霆、此其所以福祚遐長而禍乱不作者也、臣  
 愚頃聞、京師營造、供奉器物、頗多糜貴費、百姓或有嗟怨之言、陛下少  
 处人間、知百姓辛苦、前代成敗、目所親見、尚猶如此、而皇太子生長深  
 宮、不更外□、即万代之後、固聖慮所当憂也、臣窃尋往代以来成敗之  
 事、但有黎庶怨叛、聚為盜賊、其国無不即滅、人主雖欲改悔、未有重能  
 安全者、凡修政教、当修之可修之時、若事□一起而後悔之、則無益也、  
 (2ウ) 故人主每見前代之亡、則□其政教之所由喪也、而皆不知其身之有失、  
 是以殷紂笑夏桀之亡、而幽厲亦笑殷紂之滅、隋帝大業之初、又笑周齊之  
 失国、然今之視隋煬帝、猶煬帝之失国視周齊也、故京房謂漢元帝云、臣  
 恐後之視今、亦猶今之視古、此言不可不誠也、太宗曰、近令造少隨身器  
 物、不意百姓遂有嗟怨、此則朕之過誤、乃命停之、

論貪鄙第廿六

貞觀初、太宗謂侍臣曰、人有明珠、莫不貴重、若以彈雀、豈非可惜、况  
 (1ウ) 人之性命、甚於明珠、見金銀錢帛、不懼刑網、徑即受納、乃是□□  
 命、明珠是身外之物、尚不可彈雀、何況性命之重、乃以博財物耶、群臣  
 若能備尽忠直、有益国家、則官爵立至、皆不能以此道求榮、遂妄受錢  
 物、賂賄既露、其身亦殞、實為可□□、  
 貞觀二年、上謂侍臣曰、朕常謂、貪人不解愛□□、□如内外官五品已  
 上、祿秩優厚、一年所得、其數自多、若受人財物、不過數万、一朝彰  
 露、祿秩□奪、此豈是解愛財物、規小得而大失者也、□公儀休性嗜魚、

而不受人魚、其魚□□、且為君貪、必喪其国、為臣貪、必亡其身、詩  
 曰、大風有墜、貪人敗類、固非謬言也、昔秦惠王欲伐蜀、不知其選、乃  
 刻五石牛、置金其後、蜀人見之、以為□□□□□□□□□□丁力士、拖牛入  
 蜀、道  
 (以下欠)

※一 (標出) 「太宗欲造一殿材木已具不復作事」

※二 (標出) 「不作無益害有害」

※三 (標出) 「武惜十家之產事」

【参考】

※1 害有益、不

2 驕奢

3 罔

